

# 仕 様 書

件 名 : 街路樹維持管理(その2)業務委託

履 行 場 所 : 周南市内各路線

業 務 の 内 容 : 別添「特記仕様書」のとおり

履 行 期 間 : 令和8年4月1日～令和9年3月31日

# 位置図



# 特記仕様書

1

特記事項
街路樹維持管理（その2）業務委託
委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
第1章 施工条件
[1] 総則
1. この特記仕様書は、市が管理する街路樹維持管理（その2）業務委託に適用する。
2. この特記仕様書による他、一般的事項については山口県業務委託共通仕様書「共通編」、周南市契約事務規則、周南市工事執行規則に準拠して行う。
3. この業務の管理及び検査はこの特記仕様書、及び協議により定める他
・山口県土木工事施工管理基準
・山口県土木工事検査技術基準
・山口県土木工事共通仕様書「共通編・道路編（道路維持）・公園編」
・山口県土木工事施工管理基準「写真管理基準」
・日本住宅公団監修「監督必携・第IV編（造園工事）」
に準拠して行う。
4. この業務は、年間をとおして道路植栽の良好な維持管理を行うことを目的とする。
[2] 契約
1. 本業務の契約は、周南市契約事務規則及び周南市の示す業務委託契約書式のとおりとする。
2. 部分払いは、7月、10月、翌年1月、4月の4回とする。
[3] 業務計画・工程
1. 受託者は本業務の実施にあたり、業務計画書を契約締結後7日以内に提出し、委託者の承認を得ること。
2. 受託者は業務を実施するため、関係官公庁に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。
3. 受託者は、作業実施にあたり、剪定時期等適期を逸しないよう留意すること。
4. 薬剤散布作業については、作業前日に直接電話等で作業計画を連絡し、指示を受けること。
[4] 報告書
1. 予定表（週間・月間）
受託者は次週の週間作業予定表を毎週提出すること。又、翌月の月間作業予定表を月末までに毎月提出すること。
2. 報告書
受託者は、作業日報（出面表添付）を作成し、作業写真と巡視月報についても報告書として提出すること。
3. 報告書は、原則翌月の5日までに提出し、委託者の検査を受けること。



# 特記仕様書

3

特記事項
第2章 施工
[1] 剪定
1. 剪定は形状寸法の調整、機能の維持、樹木的美観等を目的として、管理計画で定めた仕立て方式に基づいて、目的に応じた適切な時期及び手法（強剪定・剪定）を選んで行う。
2. 高木は、形状寸法の調整のため強剪定（樹高切下含む）を行う場合以外は自然樹形仕立てを原則とする。高木剪定は可能な限り剪定後満2年は建築限界を侵さないよう行うこと。
3. 中、低木の刈り込みの場合は、定期的な剪定により所定の形状の維持を図ること。
4. 花木等にあつては、開花を阻害しないように花芽形成期前に行うこと。
5. 高中木の剪定枝等はリサイクルプラザストックヤード（周南市臨海町5番地）に集積し、低木剪定枝等は、一般廃棄物処分場において適正に処分すること。
[2] 下枝処理
1. 下枝処理は樹木的美観、機能の維持等を目的として、適切な時期及び手法を選んで行う。
2. 原則、自然樹形仕立てし、下枝を処理することにより通行の確保と自然樹形の両立を図る。
3. 枝はリサイクルプラザストックヤード（周南市臨海町5番地）に集積すること。
[3] 病虫害防除
1. 薬剤防除については監督職員に届け出を行い、必ず承認をうけること。
2. 見回り監視に注意し早期発見に努め、薬剤防除は出来るだけ避けること。また、散布に当たっても出来るだけ最小限に留めること。
3. 薬剤を使用した場合は、薬剤の種類、使用量、使用した箇所について、報告書に記載すること。
4. 薬剤の飛散による公害対策には特に注意すること。
[4] 除草
1. 修景植栽地内は年間良好な管理を行い、雑草等が繁茂しないよう計画的に除草を行うこと。
2. 雑草は通行の支障とならないように適時、除草を行うこと。
3. 取り除いた草木を集積する場合は、通行に支障とならない箇所に集積し適切に撤去すること。
4. 草等は一般廃棄物処分場において適正に処分すること。
[5] 除草剤散布
1. 作業にあたっては、対象となる地被及び雑草の種類、育成状態、除草剤に対する知識のあるものが施工すること。除草剤は、使用許可場所のみに使用すること。
2. 使用した場合は、除草剤の種類、使用量、使用した箇所等について報告書に記載すること。
3. 通行者に作業内容が分かるように周知し、安心・安全に配慮しながら適切に使用すること。
4. 樹木、草花、第3者及び隣接地等にかからないよう十分注意をして行うこと。なお、草丈が長い場合は、除草剤散布に先駆けて草刈りを行うこと。

# 特記仕様書

4

特記事項
[6] 枯損木・支障木処理（伐採）
1. 枯損木・支障木処理は、立ち枯れ及び通行の支障となる道路植栽の除去を行う。
2. 枯損木・支障木は原則、切株が通行の支障とならない位置で切断を行うが、やむを得ず切株が残る場合は、監督職員と協議し行うこと。
3. 枯損木・支障木はリサイクルプラザストックヤード（周南市臨海町5番地）に集積すること。
[7] プランター植替
1. プランター植替は、指示された路線に設置されているプランターの植生の植替えを行う。
2. 植生については、季節に沿ったものとし、監督職員と協議し植替えを行うこと。
[8] 落葉清掃
1. 指定する路線を落葉の時期に路面清掃を行うこと。
2. 作業にあたっては、通行者に作業内容が分かるように周知し、安全に配慮しながら適切に行うこと。
3. 回収した落葉等は一般廃棄物処分場において適正に処分すること。
[9] 除草・低木剪定処分費
1. 除草・低木剪定処分費は、除草・低木剪定及び落葉清掃で発生した草葉及び小枝の処分費用である。
2. 回収した草等は一般廃棄物処分場において適正に処分すること。
[10] 巡視
1. 樹木が活動する6月から10月にかけては毎月2回、その他の期間は毎月1回（年間計17回）以上車両により巡視を行い、樹木状況を観察し毎月委託者に作業報告書を提出すること。
2. 台風、大雨の後は適時、巡視を行わないその状況を電話等で報告し、指示を受けること。
3. 巡視時に発見した、通行に支障となるひこばえ、不要な支柱、枯れ枝、小規模な病虫害駆除等は適切な作業を行い対応すること。
4. 修景管理を行う箇所は特に注意をし、年間をとおして良好な修景が保たれるよう努めること。
5. 道路植栽管理の巡視は、道路植栽の健全な育成、機能維持向上、交通の安全及び快適性の確保を基本に行うこと。
[11] 点検
1. 年1回、巡視に合わせて徒歩にて点検を行い、道路植栽の状態を把握・記録し、報告書を提出すること。
2. 報告書は、道路植栽の位置、樹種、幹周、状態を高中木は1本毎、低木は植樹柵毎に記録すること。
3. 点検時に、ひこばえの除去、不要な支柱の撤去、枯れ枝の撤去、必要であれば小規模な病虫害防除及び植樹柵の除草の作業を行い、草木等は適切に処分すること。
4. 支柱は、植樹後5年を経過したもの、または不要と判断できるものは、原則として撤去すること。
5. 道路植栽管理の点検は、道路植栽の良好な活着及び健全な育成、維持向上、交通の安全及び快適性の確保を基本に行うこと。



## 内訳表

内 容	数量	単位	単価	金額	備考
高木剪定(幹周180cm~280cm)	1	本			運搬含むL=8.0km
高木剪定(幹周120cm~180cm)	64	本			運搬含むL=8.0km
高木剪定(幹周60cm~120cm)	388	本			運搬含むL=8.0km
高木剪定(幹周60cm未満)	13	本			運搬含むL=8.0km
低木剪定(寄植え)機械刈整姿工	2,900	m <sup>2</sup>			処分場までの運搬含む
下枝剪定	394	本			運搬含むL=8.0km
害虫防除(高・中)	30	本			
害虫防除(低)	100	m <sup>2</sup>			
除草清掃	6,000	m <sup>2</sup>			処分場までの運搬含む
薬剤除草	50	m <sup>2</sup>			
灌水工	100	m <sup>2</sup>			
枯損木・支障木処理(幹周120cm~180cm)	1	本			運搬含むL=8.0km
枯損木・支障木処理(幹周60cm~120cm)	3	本			運搬含むL=8.0km
枯損木・支障木処理(幹周60cm未満)	1	本			運搬含むL=8.0km
落葉清掃(イチヨウ路線)	8	回			処分場までの運搬含む
除草・低木剪定処分費	30.0	t			
巡視	17	回			
点検	1	回			
交通誘導員B	60	人			
直接業務費					
諸経費					
業務価格					
消費税及び地方消費税額					
業務費					

工種	区分	県道下松新南陽線	月丘町二番町線	遠石江口線	泉原合田敷線	二番町緑町線	住崎町1号線	塩田奈切線	塩田奈切線	遠石3丁目1号線外	南浜線	若宮町線	大迫田代々木線	東山代々木線	臨時	設計数量	
高中木整姿工	高木(幹周180cm以上280cm未満)		1													1	
	高木(幹周120cm以上180cm未満)	3	27		29										5	64	
	高木(幹周60cm以上120cm未満)	105	124		159											388	
	高木(幹周60cm未満)	12	1													13	
低木整姿工	低木(寄植え)機械刈整姿工 高さ1.5m未満				600	1000			1300							2,900	
下枝処理	下枝処理		153		188									53		394	
防虫工	害虫防除(高・中)														30	30	
	害虫防除(低)														100	100	
養生工	除草清掃(年2回)	50			2400	500			3000						50	6,000	
	薬剤除草														50	50	
	灌水工															100	
その他管理工	枯損木・支障木処理 (幹周120cm以上180cm未満)	臨時対応													1	1	
	枯損木・支障木処理 (幹周60cm以上幹周120cm未満)	臨時対応													3	3	
	枯損木・支障木処理 (幹周60cm未満)	臨時対応													1	1	
	落葉清掃(イチョウ路線)					8											8
	除草・低木剪定処分費	想定数量														30	
	巡視	7回(1回/月) 5回(2回/月)														17	
	点検	2月末頃														1	
交通誘導員B	想定数量														60		

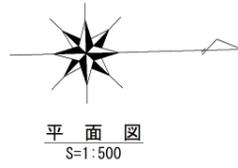
徳山

## 樹種数量表(路線毎)

## 街路樹維持管理(その2)業務委託

路線名	樹種																		総計
	アメリカカフウ	イチヨウ	オオシマザクラ	クスノキ	ケヤキ	コブシ	サクラ	サルスベリ	ソメイヨシノ	タブノキ	トウカエデ	ナンキンハゼ	ハナミズキ	ビワ	ホルトノキ	マテバシイ	モミジ	ヤマモモ	
02 中央通線									58						136				194
03 月丘町二番町線							1					153							154
04 遠石江口線					4						4		2			194			204
06 若宮町線																15			15
07-1 東山代々木線	53																		53
07-2 大迫田代々木線		107																	107
08 泉原合田藪線					4		1					188							193
09 二番町緑町線		122																	122
24 塩田奈切線			29																29
27 南浜1号線																			0
29 浦山開作線																35			35
30 遠石3丁目1号線外					1					9									10
31 南浜線															44				44
住崎町1号線																17			17
	53	229	29	0	9	0	2	0	58	9	4	341	2	0	180	261	0	0	1,177





剪定枝は指示されたブロックへ搬入して下さい  
 搬入するブロックが不明な場合は、確認して下さい  
 平日8:30~17:15 公園花とみどり課 0834-22-8402  
 土日祝日夜間に対応しておりませんので、  
 事前に確認しておいて下さい

搬入された伐採木・剪定枝の置き方



伐採木・剪定枝 集積場所

